

全国がん登録情報の
利用・提供開始に伴う
関係規程の整備等について

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備①

○全国がん登録の利用・提供に関し、厚生労働省・国立がん研究センターが作成したマニュアル等

1 全国がん登録 情報の提供マニュアル

厚生労働大臣及び都道府県知事が行う情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、審議会等が審議するに当たっての方向性等を示すもの

2 利用者の安全管理措置

利用者が全国がん登録情報を利用するにあたり必要な安全管理措置体制を示すもの

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備②

○全国がん登録の利用・提供に関し県で整備する規程

1 全国がん登録情報の利用・提供に関する事務処理要綱 (資料3-1)

全国がん登録情報の利用・提供に関する事務処理の方法を規定

(1) 事務分掌

栃木県がん登録室(栃木県立がんセンター内に設置)

- ・病院からの届出情報の審査・整理
- ・厚労省の依頼に基づく調査の実施
- ・利用申請に対するがん登録情報の提供(相談対応を含む)
- ・地域がん登録情報の整備

栃木県健康増進課

- ・利用申請のがん登録部会への附議
- ・利用申請に対するがん登録情報の提供の決定

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備③

(2) 提供依頼の申出

がん登録情報の提供を求める者は、利用規約を遵守する旨の誓約書を添付して申出書を知事に提出

(3) がん登録部会の審査

知事は、申出について、がん登録部会の意見を聴取（病院からの申出については、必要に応じ意見を聴取）

(4) 審査結果の通知及び情報の提供

知事は、がん登録部会の意見を踏まえ、応諾・不応諾を申出者に通知

応諾の場合、がん登録室は情報を提供

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備④

(5) 調査研究成果の公表前の確認

知事は、利用者が調査研究成果を公表する前に、目的外に利用されていないか、特定の個人を識別しうる結果が含まれていないか等についての確認を実施

(6) 利用期間終了後の確認

知事は、利用期間終了後、利用者に利用実績と情報の廃棄処置についての報告を徴求

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備⑤

2 全国がん登録 情報の提供の利用規約(資料3-2)

がん登録情報の利用にあたり、利用者に遵守させる事項として以下の内容等を規定

- (1) 利用目的の遵守
- (2) 情報の適正管理
- (3) 利用の制限
(特定の個人、病院等が識別されないように利用)
- (4) 利用後の情報の廃棄
- (5) 公表時の措置
 - ・特定の個人を識別できる場合は公表しない
 - ・集計値が1件以上10件未満の場合には原則数値を出さない
(「1～9」等の表記方法)

全国がん登録の利用・提供に係る規程の整備⑥

3 情報の提供の審査の方向性(資料3-3)

がん登録部会が審査を行うにあたっての方向性を規定

- ・情報の利用目的・必要性が法の趣旨・目的に合っているか
- ・利用する情報の範囲は妥当か
- ・調査研究方法が適切か
- ・利用期間が適切か
- ・情報の管理方法が適切か

地域がん登録の利用・提供に係る規程の整備

全国がん登録の利用・提供に係る手続の整備を踏まえ

⇒ 地域がん登録の利用・提供についても同様の取扱いとする。

- 1 栃木県地域がん登録事業実施要綱の廃止
全国がん登録に引き継がれ、地域がん登録として情報の収集は終了したことから、要綱を廃止する。
- 2 栃木県地域がん登録情報管理要領の一部改正（資料3-4）
情報の利用・提供については、全国がん登録情報の利用・提供に係る手続を準用する旨を規定

部会の運営について

栃木県がん対策推進協議会運営要領第4条

- ・部会の会議は原則公開とする。
- ・「情報公開条例」の非開示事由に該当する情報に係る審議事項が含まれる場合等において、部会長は部会に諮りこれを公開しないことができる。

○がん登録の利用・提供に係る個別審査においては、当該調査・研究により個人が特定され得るかどうか審査項目となるほか、研究者の研究アイデア等も提示される。

⇒ 個人情報及び知的財産権の保護の観点から、個別案件の審査は原則非公開としたい。なお、公開に支障がないと判断される場合には公開する。